平成２６年（フ）第５号
兵庫県西脇市西脇308番地
債務者　亀岡　　進
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　泰文
4　破産債権の届出期間　平成26年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月１日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
神戸地方裁判所社支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６２２号
静岡県焼津市高新田1944番地の４
債務者　泉　　智子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１１号
沖縄県那覇市字与儀377番地５
債務者　福治　広規
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４１２号
愛知県豊田市上郷町２丁目14番地１　ハピネス141―102号、前住所愛知県岡崎市大門５丁目22番地16　レオパレス大門214
債務者　工藤　勝美
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
沖縄県那覇市山下町25番９号　上原アパート31号
債務者　佐久田朝男
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１号
函館市神山３丁目56番１号
債務者　佐々木ゆう子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４号
函館市田家町11番１―304号
債務者　村山　記子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
函館市若松町18番13―905号
債務者　高橋　美穂
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２号
長崎県諫早市幸町17番21号コーポサンライズＡ棟１号、前住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷859番地14―201号
債務者　中山　陽平
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３２０号
千葉県成田市橋賀台１丁目１番地　２棟108号
債務者　金井　智男
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３２４号
千葉県四街道市大日871番地53　ハイツティネケVI201
債務者　林田　浩志
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３２５号
千葉県佐倉市西志津３丁目１番５―403号
債務者　嶌田　利一
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３３０号
千葉県八街市朝日414番地31
債務者　山本　親慶
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３３１号
千葉県八街市朝日414番地31
債務者　山本佳津代
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３３２号
千葉県四街道市美しが丘２丁目４番３号コーポウィング203
債務者　竹内裕美子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３３５号
千葉県富里市十倉553番地18
債務者　岩舘　修治
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部